

改修内容及びバージョンアップの方法について

1 改修内容

- (1) 不動産登記申請書・嘱託書について、登記完了証の交付方法を「登記所での交付を希望する」、「送付の方法による交付を希望する」又は「オンラインによる交付を希望する」から選択可能とする。
- (2) 不動産登記申請書・嘱託書について、物件種別が「※選択してください」の状態で「申請情報入力」ボタンをクリックした場合、エラーメッセージを表示する。
- (3) 不動産登記申請書・嘱託書について、物件種別を変更する際に申請情報を既に入力している場合は、確認メッセージを表示する。
- (4) 不動産登記申請書・嘱託書について、登記申請書補助画面の末尾欄項目（土地、一般建物及び区分建物（専有）のその他事項、地役権の存続する部分、変更事項、更正事項、所有者）及びその他事項（区分建物（一棟））に外字を挿入後、申請書をプレビュー表示した場合、外字にリンクを付与する。
- (5) 登記識別情報提供様式作成画面の順位番号欄について、自動全角かな入力形式に変更する。
- (6) 申請様式一覧選択画面について、登記嘱託書（表示に関する登記）（代理嘱託用）の様式のツリーの表示名を、「登記嘱託書（表示に関する登記）（代理申請用）」から「登記嘱託書（表示に関する登記）（代理嘱託用）」に変更する。
- (7) 入力支援情報の入力欄について、入力項目の全角・半角入力を自動的に判別する。
- (8) 入力支援情報の氏名（フリガナ）について、全角空白を入力可能とする。

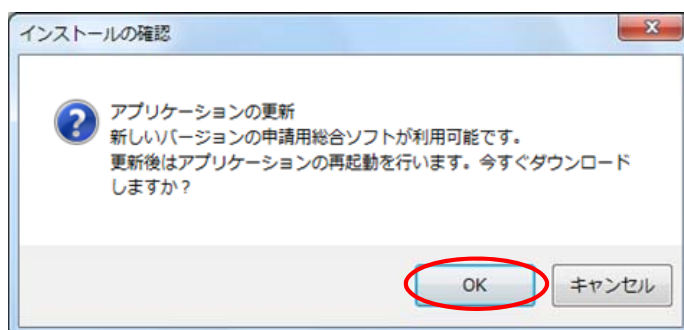
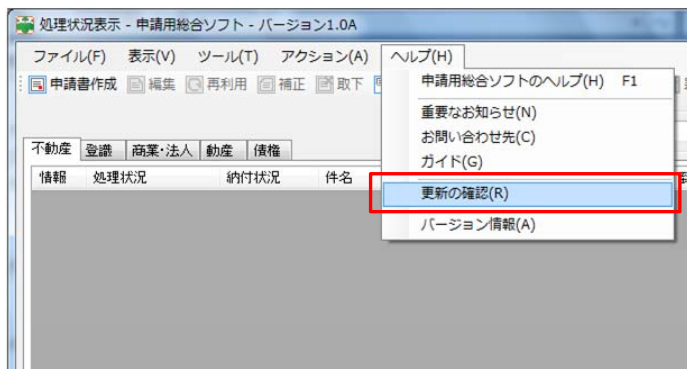
2 バージョンアップの方法

- (1) 平成23年6月24日（金）午後10時以降、PCがインターネットにつながった状態で申請用総合ソフトを起動すると、自動的にバージョンチェックを行った後に「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、「OK」ボタンをクリックしてバージョンアップをします。

「スキップ」をクリックすると、クリックしてから1週間は、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されません。(2)の「ヘルプ」メニューからの更新を行ってください。



- (2) 既に申請用総合ソフトを起動している状態で「ヘルプ」メニューの「更新の確認」をクリックすることで、最新の申請用総合ソフトに更新することができます。更新後は、申請用総合ソフトが再起動されますので、処理状況表示画面以外の窓は、全て閉じた後に更新してください。



- (3) 申請用総合ソフトのバージョンアップは、24時間、土曜日、日曜日、祝日も可能です。

1. 3Bより前のバージョンの申請用総合ソフトを御利用の場合は、申請用総合ソフトの再インストールが必要となりますのでご注意ください。

このバージョンアップでは、不動産登記申請書及び不動産登記嘱託書の申請様式の更新を行うため、更新対象の申請様式についてバージョンアップ前に作成し、保存している場合において、バージョンアップ後に送信するときは、バージョンアップ後・送信前に当該申請書について「編集」又は「再利用」を指示し、様式の最新化をした後に送信してください。